



2020年6月30日

各 位

会社名 サンデンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 西 勝也
(コード番号 6444 東証第一部)
問合せ先 法務本部長 寺尾 博己
TEL (03) 5209-3297

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当社は、2008年5月26日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、2008年6月24日開催の第82期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、3度にわたり定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続した対応策（以下「本プラン」といいます。）の有効期限は、本年7月29日開催予定の第94期定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向、様々な議論の進展及びコーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるべく、本プランの継続の是非について慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。

当社は、今後も持続的な成長を図るための諸施策の実施や、コーポレートガバナンスの更なる強化を通じ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。また、当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役及び社外監査役の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以上